

【情報館】・特にことわりのないものは6月1日(火)から申し込みを受け付けます。・費用等の記載がないものは無料です。



6月～9月は省エネ強化期間

市役所の庁舎および市の施設は、6月～9月の間、省エネ強化期間となります。

冷房の設定温度を28℃にし、職員は軽装で業務をします。ご理解とご協力をお願いします。

環境総務課 ☎2998-9133

私立幼稚園就園奨励費補助金

6月上旬に通園先の幼稚園から案内を配布します。

6月30日(水)までに「保育料等減免措置に関する調査」を通園先の幼稚園に提出してください。

市外の幼稚園に通園している方は通園先にお問い合わせください。

☎2998-9124

子ども手当

次のいずれかに該当する方で、申請していない方は、お早めに申請してください。

申請が必要な方 ▼中学2～3年生の児童を扶養している方 ▼児童手当を所得制限超過等により受給していない方 ▼転入・出生等により新たに所沢市で、支給対象となる児童を扶養して

市税の夜間・休日納税窓口

夜間…6月1日(火)、28日(月)、29日(火)、30日(水)、7月1日(木) 午後5時～8時

休日…6月27日(日) 午前8時30分～午後5時

市税の内訳 市・県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、事業所税等

☎電話による納税相談も受け付けます。

市役所 2階収税課 ☎2998-9073

6月30日(水)は

市・県民税 (第1期)

の納期限です

▶納期内納付にご協力ください。  
▶ゆうちょ銀行・郵便局(納期限内に限る)、コンビニエンス・ストアでも納付できます。

いる方

◆現況届の提出

提出が必要な方には、6月上旬に書類を郵送します。6月30日(水)までに提出してください。

☎詳細は市HPをご覧ください。  
☎ご支援助課 ☎2998-9124

◆後期高齢者医療制度の保健事業

対次のすべてを満たす方

▼受診日に埼玉県後期高齢者医療の被保険者で市内に住所を有する方 ▼年度内に他の制度で同様の検診を受けていない方 ▼保険料を滞納していない方

◆人間ドック検診助成

受診医療機関 市民医療センター

助成額と自己負担額	
半日コース	
検診料	17,314円
助成額	11,000円
自己負担額	6,314円
1日コース	
検診料	36,750円
助成額	16,000円
自己負担額	20,750円

☎受診当日に自己負担額をお支払いください。

助成額は年度内に1回のみです。別途追加料金で、肺がん・乳がん・子宮がん検診等のオプション検診を受診できます。希望の方はあらかじめ申し込みください。

市民医療センター人間ドック受付専用 ☎2998-2081

◆健康診査

6月中旬に対象者へ健康診査受診券を発送します。平成22年度か

ら、国の基準に該当し医師の判断に基づいて必要な方のみ、貧血検査と心電図検査を実施します。希望での受診はできません。

受診医療機関 市内協力医療機関 自己負担額 800円

受診期間 12月31日(金)まで  
☎福祉総務課 ☎2998-9113

◆要援護高齢者調査

6月から7月にかけて民生委員・児童委員が65歳以上の方の各ご家庭を訪問して調査を実施します。

この調査は、①高齢者福祉施策の基礎資料②緊急時における支援体制の整備③大規模災害時における災害弱者把握などの基礎資料としての活用等を目的としています。

お聞きした内容は、秘密を厳守し、調査目的以外には使用しません。ご協力をお願いします。

◆平成21年度要援護高齢者調査の集計結果(市全域)

単身高齢者	9,295人
虚弱な日中単身高齢者※	1,361人
ねたきり高齢者	1,017人
歩行できる認知症高齢者	816人
高齢者のみ世帯	21,118人
要援護高齢者数合計	33,607人

※日中単身…ご家族が仕事や学校などで外出し、日中一人になってしまう方

◆高齢者支援課

◆付加年金をおすすめします

国民年金第1号被保険者(任意加入中の方も含む)の方が、保険料を納付している期間に、月々の保険料に400円をプラスして納付することで将来受給する老齢基礎年金を増額できます。

付加年金の受給額は「200円×付加保険料納付月数」です。

10年間付加保険料を納付した場合は「200円×120月＝24,000円(年額)増額になります。」

☎国民年金課 ☎2998-9095

◆個人住民税の公的年金からの特別徴収

平成21年度から65歳以上の方を対象に、年金所得に係る個人住民税を公的年金から特別徴収(差し引き)する制度が導入されました。

この制度は、納税義務者(年金受給者)が支払うべき個人住民税を日本年金機構などの「年金保険者」が市に直接納めるよう納税方法を変更するものです。新たな税負担が生じるものではありません。また、年金所得以外の所得に係る個人住民税は、従来どおりの方法により納めていただきます。

◆特別徴収の方法

▶平成21年度に特別徴収で納税されていた方

平成22年2月分と同じ特別徴収額を平成22年4・6・8月に仮に差し引きます(仮特別徴収)。

その後、平成22年度の年金所得に係る個人住民税から仮特別徴収額を差し引いた残額を平成22年10・12月・23年2月に差し引きます(本特別徴収)。

▶平成22年度から新たに特別徴収で納税される方

平成22年度の税額の半分を平成22年6・8月に普通徴収(納付書・口座振替で納める方法)で納め、残る半分を平成22年10・12月・23年2月に差し引きます(本特別徴収)。

◆税額の確認方法

特別徴収の対象となる方には、平成22年度市・県民税額決定・納税通知書を6月中旬に発送しますので、ご確認ください。

☎詳細は市HP「年金特徴」で検索してください。  
☎市民税課 ☎2998-9064

公共施設利用者カード(個人)の更新を行います

転出者や住所変更等を確認するため、現在発行しているすべての「利用者カード(個人)」の登録内容の更新を行います。

対象 3月31日以前にカードを取得した方

更新期間 6月1日(火)～8月31日(火)

更新方法 カード所有者本人が、利用者カードと住所を確認できるもの(運転免許証、健康保険証等)を持参し、下表施設で、申請書に必要事項を記入



◆更新場所

施設名	受付時間
市民体育館	午前8時30分～午後9時
総合運動場、北野総合運動場、滝の城址運動場、北中運動場、狭山湖運動場、航空記念公園野球場	午前8時30分～午後5時
市役所6階スポーツ振興課(土・日曜日を除く)	午前8時30分～午後5時
公民館(月曜日を除く)	午前8時30分～午後5時

☎更新後のカードの有効期限は、平成25年3月31日までになります。

☎更新期間中に更新が完了しない個人カードは、9月1日(水)から、利用できなくなります。

☎スポーツ振興課 ☎2998-9248

市民税課からのお知らせ

市ホームページに税金についてのよくある質問をまとめました



市ホームページトップ画面の『よくある質問』

→『<u>くらし</u>』→『税金』の順にクリックでご覧になれます。

◆掲載例

Q 質問 所沢市に引っ越して来ましたが、所沢市から届いた市・県民税額は以前住んでいた市より高い気がします。所沢市の市・県民税は高い税率を設定しているのですか？

A お答えします 所沢市の市・県民税率は、標準税率10%(市民税6%、県民税4%)を採用しています。したがって一般的に自治体よりも税率が高いということはありません。

市・県民税は前年の所得に対して課税されますので、年度間で所得が増加・控除が減少する場合は税額が増加します。税額が高くなった原因は引っ越しではなく、年間の所得の増加・控除の減少にあると思われます。

☎市民税課 ☎2998-9064

☎市ホームページに関するお問い合わせは広報課 ☎2998-9024へお願いします。